

公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務にかかる契約締結は、当該業務に係る平成31年度（2019年度）及び平成32年度（2020年度）当初予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

平成31年2月25日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画等策定業務委託」

(2) 業務内容

平成31年度（2019年度）及び平成32年度（2020年度）の業務内容（案）は下記のとおり

1) 平成31年度（2019年度）

基礎調査（交通・社会・経済等の状況、国や東京都の上位計画、交通・道路等の関連法等の整理分析）

区現況調査（地区の概況、関連計画、地区特性等の整理分析）

現行「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画」の評価・検証

自転車を取り巻く社会環境の変化・課題の整理

自転車活用推進計画の視点・項目のうち今回の計画に盛り込むべき内容の整理

自転車需要調査（パーソントリップ調査等の既存統計を用いた分析、三軒茶屋駅及び千歳烏山駅周辺での利用実態調査を含むケーススタディ等）

駐輪場等整備状況調査（駐輪場・レンタサイクル等の整備状況、シェアサイクルの整備動向、民営駐輪場の整備動向等）

駐輪場等の需給状況分析（現況、将来）

三軒茶屋北自転車等駐車場・レンタサイクルポートの今後のあり方（施設の修繕・改築、用途、運用方法等）

自転車交通に関わる課題の整理

庁内検討委員会・作業部会等の運営支援、各種会議用資料の作成（3～4回）

報告書（「計画素案たたき台」を含む）の作成

2) 平成32年度（2020年度）

基礎調査の補足

施策体系と個別施策の取組みの検討

鉄道路線沿線及び駅周辺の自転車等利用の環境整備の検討

「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画及び自転車活用推進計画」素案の作成

「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画及び自転車活用推進計画」

案の作成

パブリックコメントの実施支援

庁内検討委員会・作業部会等の運営支援、各種会議用資料の作成（3～4回）

新たな基本計画、実施計画、都市整備方針等の上位計画内容との調整報告書の作成

(3) 履行期間

平成31年（2019年）5月上旬（予定）から平成33年（2021年）3月12日（金）まで

(4) 業務にあたっての注意事項

受託者は、業務上知りえた個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。

業務内容に記載の事項について疑義が生じたとき、又は事項に定めのないときは、受託者と事務局で協議するものとする。

(5) その他

関連計画の策定・見直しの検討スケジュールと連携を図る必要があるため、業務内容・スケジュールについては変更の可能性はある。

2 参加資格

参加表明書提出日現在において次に掲げる要件のすべてに該当する者

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと

(4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと

(5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと

(6) 平成27年4月以降に本業務と同種・類似業務を行った実績を有すること

同種業務：都内市区町村または東京都近郊の政令指定都市における、自転車等の利用に関する計画の策定または改定に関する業務

類似業務：都内市区町村または東京都近郊の政令指定都市における、交通計画の策定または改定に関する業務

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行なわず、参加資格の確認のみを行なう。参加資格が確認できた者には、プロポーザル招請通知書を送付する。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 法人実績

(2) 予定技術者実績

(3) 業務実施体制

- (4) 業務実施方針
- (5) 特定テーマに対する提案
 - 的確性
 - 実現性
 - 独創性
- (6) 資料作成能力
- (7) ヒアリングによる説明、質疑応答
- (8) 参考見積書の整合性・妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷四丁目2-1番27号(世田谷区役所第3庁舎2階)

世田谷区土木部交通安全自転車課 福島

電話：03(5432)2515

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間 平成31年2月25日(月)～3月7日(木)

場所 上記(1)窓口(平日午前8時30分～午後5時)にて配布及び
区ホームページからダウンロード

[世田谷区トップページ](#) [住まい・街づくり・交通](#)

[自転車・自動二輪](#) [自転車等に関する計画・方針等](#)

方法 上記(1)窓口で配布、世田谷区ホームページからダウンロード

(3) 参加表明書の受領期限ならびに提出場所及び方法

期限 平成31年3月7日(木) 午後5時まで必着

場所 上記(1)に同じ

方法 持参又は郵送

(4) 質問方法

【様式8】「プロポーザル質問書」により行うものとし、電子メールにより提出すること。電話での質問には応じない。

送付先

SEA01420@mb.city.setagaya.tokyo.jp

件名

「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画策定業務委託プロポーザル質問(法人名)」

受付期間

平成31年3月11日(月)～平成31年3月15日(金)午後5時まで

回答期限

平成31年3月22日(金)までに参加者全員に電子メールにより回答。

(5) 提案書の受領期限ならびに提出場所及び方法

期限 平成 3 1 年 4 月 1 2 日 (金) 午後 5 時まで必着

場所 上記 (1) に同じ

方法 持参又は郵送

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 なし

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5 (1) に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することができる。

(7) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

(8) 詳細は説明書による。